

令和2年9月24日

養父市議会議長 深 澤 巧 様

総務文教常任委員会
委員長 勝 地 貞 一

委員会審査報告書

令和2年8月25日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日
令和2年8月27日（木）
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第61号	養父市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

議案第 61 号 養父市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

【質疑】なぜ今の時期に条例改正を行うのか。

【答弁】現行では、「心身障がい者」または「身障者」等と記載されているが、正確を期するため、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の所持者並びに手帳所持者の介助者を記載し、実態に即した改正を行う。

【質疑】使用料区分は大人障がい者となっているが、障がい児へ適用はないのか。

【答弁】子どもについては健常者、障がい児に関わらず、使用料はこれまで通り同額の設定とし、変更は行わない。